改正後	改正前
目次	目次
第一章　訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売	第一章　訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売
第一節　定義（第一条―第四条）	第一節　定義（第一条・第二条）
第二節　訪問販売（第五条―第二十二条）	第二節　訪問販売（第三条―第七条の五）
第三節　通信販売（第二十三条―第四十四条）	第三節　通信販売（第八条―第十六条の三）
第四節　電話勧誘販売（第四十五条―第六十六条）	第四節　電話勧誘販売（第十七条―第二十三条の三）
第五節　雑則（第六十七条）	第五節　雑則（第二十三条の四）
第二章　連鎖販売取引（第六十八条―第九十条）	第二章　連鎖販売取引（第二十四条―第三十一条の四）
第三章　特定継続的役務提供（第九十一条―第百九条）	第三章　特定継続的役務提供（第三十一条の五―第三十九条の二の三）
第四章　業務提供誘引販売取引（第百十条―第百三十一条）	第四章　業務提供誘引販売取引（第三十九条の三―第四十六条の四）
第五章　訪問購入（第百三十二条―第百五十条）	第五章　訪問購入（第四十七条―第五十六条）
第六章　雑則（第百五十一条―第百五十三条）	第六章　雑則（第五十七条―第五十九条）
附則	附則
（誘引方法に係る電磁的方法）	［条を加える。］
第三条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号。以下「令」という。）第一条第一号及び第二号、第二条第一号及び第二号、第五条並びに第十九条の電磁的方法は次に掲げるものとする。	
一　電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）	
二　電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）	
三　前各号に規定するもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）	
（電磁的記録）	
第四条　令第二条第一号の主務省令で定める電磁的記録は、ＨＴＭＬ（送信可能化（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五に規定する送信可能化をいう。以下この条において同じ。）された情報を電子計算機による閲覧の用に供するに当たり、当該情報の表示の配列その他の態様を示すとともに、当該情報以外の情報で送信可能化されたものの送信の求めを簡易に行えるようにするための電磁的記録を作成するために用いられる文字その他の記号及びその体系であつて、国際的な標準となつているものをいう。）その他の記号及びその体系で作成された電磁的記録で送信可能化されたものであつて、インターネットを利用した閲覧の際に、一の送信元識別符号（同法第四十七条の五第一項第一号に規定する送信元識別符号をいう。）によつて特定された一のページとして電子計算機の映像面に表示されることとなるものをいう。	［条を加える。］
（訪問販売における書面の交付等）	（訪問販売における書面の交付等）
第五条　法第四条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第三条**　法第四条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
［一～九　略］	［一～九　同上］
［条を削る。］	**第四条**　法第五条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
	一　販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名